

富士市立小中学校
適正規模・適正配置基本方針

～義務教育における望ましい学習集団の在り方について～

令和2年6月

富士市教育委員会

〈目次〉

はじめに

- 1 小・中学校の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 1
 - (1) 学校の規模と児童生徒数
 - (2) 学校の配置（略図）

- 2 児童生徒数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
 - (1) 全体的な傾向
 - (2) 中学校区ごとの傾向

- 3 国が考える望ましい学校規模と配置・・・・・・・・・・・・・・・・P 6
 - (1) 学校規模について
 - (2) 学校配置について

- 4 本市における望ましい学校規模と配置条件について・・・・・・・・P 8
 - (1) 方針
 - (2) 望ましい小学校の規模
 - (3) 望ましい中学校の規模
 - (4) 小・中学校の配置条件
 - (5) 適正化の対象

- 5 具体的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P11

- 6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等・・・・・・・・・・・・・・・・P12

- 7 基本方針策定後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・P12

はじめに

本市では、今後における教育の方向性を明確に示し、教育施策を総合的に推進していくための指針として教育振興基本計画を策定し、目指す市民像「学び合い 学び続ける ふじの人」の育成を目的とし、「一緒に学ぶ（横の連携）」と「一生学ぶ（縦の接続）」を基本方針とした様々な施策を実施しています。

学校教育においても、今後の社会情勢の変化に対応すべく、柔軟かつ効果的な教育が実施できるように、新たな教育システムの構築に向けた取組が必要であると考えています。

そのため本市では、令和6年度の市内全中学校区での実施を目標に、義務教育9年間の連続性と系統性を強く意識し、児童生徒の確かな「学び」と健やかな「育ち」を目指した小中一貫教育に取り組んでいます。また、富士川第二小学校と富士川第二中学校を、小中一貫教育の研究校として指定し、新たな義務教育の在り方について先進的に研究を進めています。

一方、全国的に少子化が進む中、本市においても児童生徒数の減少や学校規模の更なる小規模化が予想されています。

このような状況の中、本市における将来的な児童生徒数の減少や学校の小規模化を考慮すると、小中一貫教育の推進を前提とした、児童生徒にとってより良い教育環境を整備することで教育の質の更なる充実を図ることが、これまで以上に重要であると考えます。

そこで、富士市教育委員会では、子どもたちの豊かな学びの維持・継続のため、「富士市立小中学校適正規模等基本方針策定委員会」を設置し、学識経験者や自治会、保護者並びに小・中学校の代表者等から広く意見を聴取するとともに、今後の本市の学校教育の在り方について協議を重ね、長期的な視野を前提に、「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」を策定しました。

策定後は、本基本方針に基づいた学校規模・学校配置の適正化に取り組み、児童生徒にとってのより良い教育環境を整備し、教育の質の更なる充実を図ります。

なお、小中学校は教育の場であるとともに地域交流や防災の拠点でもあるため、地区のまちづくりの観点も考慮した上で、適正化を進めます。

1 小・中学校の現状

(1) 学校の規模と児童生徒数

令和2年度の市内小学校には、9学級以下(特別支援学級は除く)の学校が4校(15%)あります。その中でも6学級以下の小学校が3校(11%)あり、今後、更なる児童数の減少が予想されています。

その一方で、25学級以上ある大規模の学校が2校存在します。

小学校

※ 数値は令和2年4月1日現在の児童数、()内は学級数
 ※ 0歳児から5歳児までの数値は住民基本台帳による数値

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	全校	学級数
1 大淵第二小学校 ※1	3	3	1	2	2	4	5 (1)	4 (1)	4 (1)	8 (1)	6 (1)	3 (1)	30 (6)	6以下
2 東小学校 ※1	9	4	7	6	4	12	9 (1)	5 (1)	9 (1)	13 (1)	12 (1)	14 (1)	62 (6)	
3 吉永第二小学校	12	8	8	15	9	16	17 (1)	17 (1)	23 (1)	19 (1)	25 (1)	31 (1)	132 (6)	
4 神戸小学校	20	28	25	32	37	27	36 (2)	27 (1)	39 (2)	43 (2)	23 (1)	33 (1)	201 (9)	7~11
5 元吉原小学校	27	38	36	37	49	46	35 (1)	49 (2)	56 (2)	48 (2)	41 (2)	41 (2)	270 (11)	12~18
6 天間小学校	30	54	49	44	45	51	49 (2)	67 (2)	53 (2)	40 (2)	51 (2)	46 (2)	306 (12)	
7 富士見台小学校	16	21	35	34	35	40	49 (2)	42 (2)	44 (2)	70 (2)	56 (2)	61 (2)	322 (12)	
8 原田小学校	39	38	49	54	58	64	61 (2)	45 (2)	53 (2)	58 (2)	59 (2)	53 (2)	329 (12)	
9 富士川第二小学校	32	38	25	42	39	58	53 (2)	58 (2)	50 (2)	53 (2)	60 (2)	63 (2)	337 (12)	
10 富士川第一小学校	28	34	42	52	57	60	47 (2)	59 (2)	62 (2)	65 (2)	62 (2)	72 (3)	367 (13)	
11 吉永第一小学校	38	56	54	55	49	50	57 (2)	69 (2)	64 (2)	62 (2)	64 (2)	56 (2)	372 (12)	
12 岩松小学校	76	69	105	86	98	111	75 (3)	76 (3)	78 (3)	78 (3)	84 (3)	92 (3)	483 (18)	
13 青葉台小学校	77	77	88	76	99	81	85 (3)	82 (3)	74 (3)	89 (3)	83 (3)	75 (3)	488 (18)	
14 吉原小学校	66	84	75	69	88	86	90 (3)	85 (3)	79 (3)	92 (3)	84 (3)	85 (3)	515 (18)	
15 富士中央小学校	72	64	81	87	87	76	93 (3)	89 (3)	106 (4)	83 (3)	94 (3)	79 (3)	544 (19)	19~24
16 大淵第一小学校	59	51	62	94	77	89	88 (3)	96 (3)	96 (3)	82 (3)	91 (3)	111 (4)	564 (19)	
17 富士第二小学校	105	80	92	91	108	104	89 (3)	91 (3)	105 (3)	106 (4)	91 (3)	91 (3)	573 (19)	
18 今泉小学校	79	86	97	99	92	100	93 (3)	101 (3)	84 (3)	95 (3)	95 (3)	109 (4)	577 (19)	
19 鷹岡小学校	79	83	91	82	103	83	95 (3)	91 (3)	97 (3)	100 (3)	107 (4)	94 (3)	584 (19)	
20 須津小学校	56	71	90	76	92	81	97 (3)	95 (3)	92 (3)	102 (3)	101 (3)	117 (4)	604 (19)	
21 田子浦小学校	108	100	120	117	104	90	90 (3)	89 (3)	83 (3)	123 (4)	123 (4)	133 (4)	641 (21)	
22 伝法小学校	68	93	96	84	115	100	112 (4)	107 (4)	101 (3)	100 (3)	103 (3)	125 (4)	648 (21)	
23 広見小学校	65	68	75	75	89	85	99 (3)	112 (4)	115 (4)	103 (3)	120 (4)	101 (3)	650 (21)	
24 岩松北小学校	74	86	97	89	113	93	97 (3)	121 (4)	107 (4)	102 (3)	124 (4)	124 (4)	675 (22)	
25 富士第一小学校	103	98	79	107	86	95	122 (4)	107 (4)	128 (4)	123 (4)	118 (4)	127 (4)	725 (24)	
26 丘小学校	112	123	141	156	142	135	130 (4)	109 (4)	147 (5)	125 (4)	140 (4)	141 (5)	792 (26)	25以上
27 富士南小学校	150	131	176	131	155	172	158 (5)	156 (5)	146 (5)	156 (5)	169 (5)	172 (5)	957 (30)	
合計	1,603	1,686	1,896	1,892	2,032	2,009	2,031 (71)	2,049 (73)	2,095 (75)	2,138 (73)	2,186 (74)	2,249 (78)	12,748 (444)	

※ 1 大淵第二小学校の2・3年生と4・5年生、東小学校の2・3年生は、複式学級の対象となるが、市で非常勤講師を雇用し、複式学級の解消をしている。

市内の中学校には、3学級以下の中学校1校を含め、6学級以下の学校が4校（25%）あります。全体的な傾向を見ても、今後更なる生徒数の減少が予想されています。

また、20学級を超える大規模校は、2校存在します。

中学校

※ 数値は令和2年4月1日現在の児童生徒数、()内は学級数

		小1年	小2年	小3年	小4年	小5年	小6年	中1年	中2年	中3年	全校	学級数
1	吉原東中学校	38	49	45	38	45	36	30 (1)	35 (1)	33 (1)	98 (3)	4~6
2	元吉原中学校	35	49	56	48	41	41	43 (2)	50 (2)	45 (2)	138 (6)	
3	富士川第一中学校	47	59	62	65	62	72	47 (2)	53 (2)	66 (2)	166 (6)	
4	富士川第二中学校	53	58	50	53	60	63	59 (2)	55 (2)	60 (2)	174 (6)	
5	吉原第三中学校	80	65	72	82	78	73	90 (3)	75 (3)	71 (3)	236 (9)	7~11
6	大淵中学校	93	100	100	90	97	114	124 (4)	130 (4)	96 (3)	350 (11)	
7	吉原北中学校	102	86	106	132	104	125	111 (4)	117 (4)	112 (4)	340 (12)	12~18
8	須津中学校	106	100	101	115	113	131	113 (4)	123 (4)	114 (4)	350 (12)	
9	田子浦中学校	90	89	83	123	123	133	149 (5)	141 (5)	132 (4)	422 (14)	
10	鷹岡中学校	144	158	150	140	158	140	146 (5)	160 (5)	158 (5)	464 (15)	
11	吉原第二中学校	178	183	158	184	178	184	171 (5)	164 (5)	187 (6)	522 (16)	
12	岩松中学校	172	197	185	180	208	216	175 (5)	185 (6)	191 (6)	551 (17)	
13	吉原第一中学校	202	192	180	192	187	210	196 (6)	192 (6)	170 (5)	558 (17)	
14	富士中学校	215	196	234	206	212	206	207 (6)	175 (5)	183 (6)	565 (17)	
15	岳陽中学校	229	221	262	228	260	242	240 (7)	254 (8)	235 (7)	729 (22)	19以上
16	富士南中学校	247	247	251	262	260	263	253 (8)	261 (8)	214 (7)	728 (23)	
	合計	2,031	2,049	2,095	2,138	2,186	2,249	2,154 (69)	2,170 (70)	2,067 (67)	6,391 (206)	

資料

静岡式 35 人学級編制

○本県は「静岡式 35 人学級編制」によって、小学1年生から中学3年生までを35人学級で実施

※ 国は、小学3年生から中学3年生までを上限40人とする。

学級数による学校規模の分類

学校規模の分類	過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校
学 級 数	小学校5学級以下 中学校2学級以下	小学校6~11 中学校3~11	12~18	19~30	31学級以上

※ 公立小・中学校の国庫負担事業認定申請の手引きから引用

○複 式 校（極小規模校）

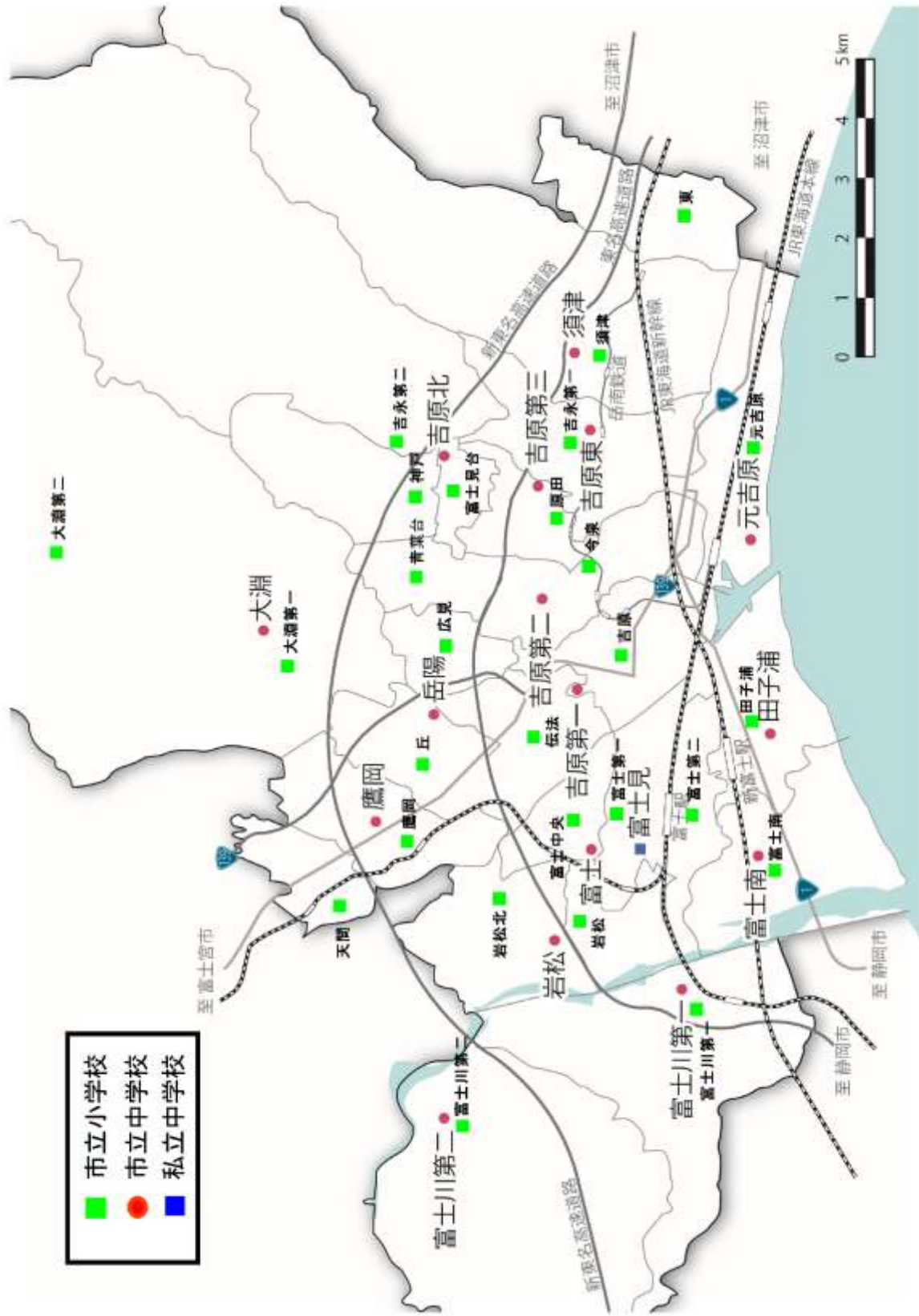
・小学校：2個学年を合わせて16人以下の複式学級で構成される3学級以下の学校
（静岡県の上限は14人以下で複式学級、1年生を含む場合は8人以下）

・中学校：2個学年を合わせて8人以下の学級と他学年を合わせて2学級以下の学校

○複式学級・2個学年を1つに編制した学級

○単 学 級・1個学年に1学級

(2) 学校の配置(略図)



2 児童生徒数の推移

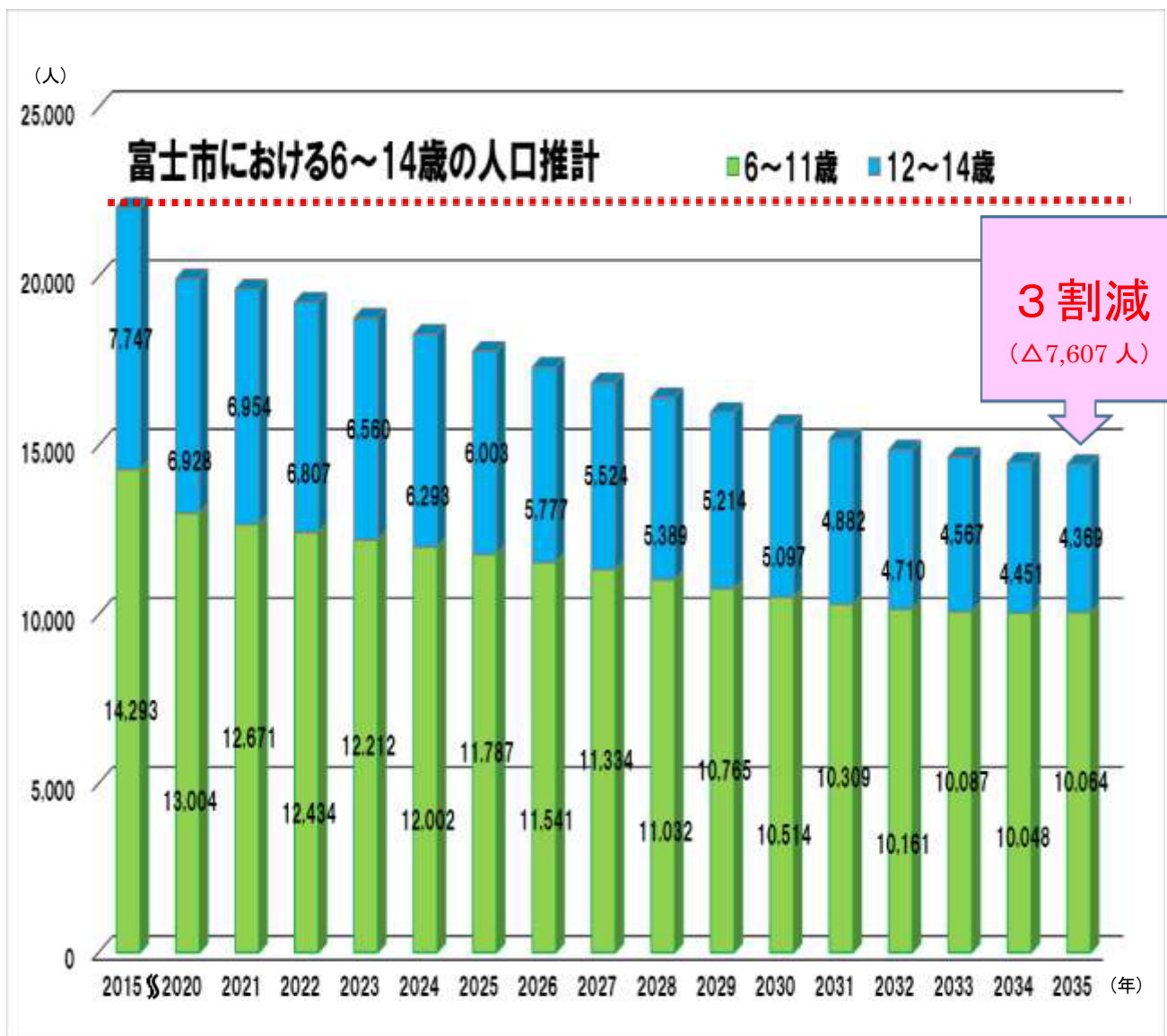
(1) 全体的な傾向

市内全体の傾向として、年度毎に児童生徒数の減少が見込まれています。

2015年の調査結果から、2015年時点での富士市立小・中学校の児童生徒数は22,040人ですが、20年後の2035年には14,433人にまで減少し、2015年から3割強の児童生徒が減少することが予想されています。

そのような状況の中で、地域によっては、児童生徒数の著しい減少傾向が見られます。

富士市小・中学校児童生徒数推移(人)



※2015年は実数

※2020年以降は推計 [平成28年3月 第五次富士市総合計画 後期基本計画の中位推計より]

(2) 中学校区ごとの傾向

令和元年から令和5年までの5年間で、6つの中学校区において5%以上の児童生徒数の減少が予想されます。

特に、田子浦中、大淵中、吉原北中、須津中校区については、減少比率が10%以上と、著しい減少が見込まれます。

	中学校区	学校	R1	R2	R3	R4	R5	比較(人) (R5-R1)	比率(%)
1	田子浦	田子浦小学校 田子浦中学校	1,113	1,067	1,027	991	950	△ 163	△ 14.6
2	大淵	大淵第一小学校 大淵第二小学校 大淵中学校	967	942	941	884	852	△ 115	△ 11.9
3	吉原北	富士見台小学校 神戸小学校 吉永第二小学校 吉原北中学校	1,021	1,005	976	934	901	△ 120	△ 11.8
4	須津	東小学校 須津小学校 須津中学校	1,033	1,015	992	964	926	△ 107	△ 10.4
5	富士川第二	富士川第二小学校 富士川第二中学校	513	516	514	498	479	△ 34	△ 6.6
6	鷹岡	鷹岡小学校 天間小学校 鷹岡中学校	1,374	1,363	1,336	1,320	1,293	△ 81	△ 5.9
7	元吉原	元吉原小学校 元吉原中学校	429	422	424	430	411	△ 18	△ 4.2
8	富士	富士第一小学校 富士中央小学校 富士中学校	1,836	1,838	1,820	1,814	1,777	△ 59	△ 3.2
9	富士川第一	富士川第一小学校 富士川第一中学校	554	545	535	538	539	△ 15	△ 2.7
10	岳陽	広見小学校 丘小学校 岳陽中学校	2,213	2,212	2,204	2,188	2,163	△ 50	△ 2.3
11	吉原第三	原田小学校 吉永第一小学校 吉原第三中学校	699	703	705	703	685	△ 14	△ 2.0
12	吉原東	吉永第一小学校 吉原東中学校	366	360	362	361	359	△ 7	△ 1.9
13	富士南	富士第二小学校 富士南小学校 富士南中学校	2,333	2,298	2,347	2,351	2,291	△ 42	△ 1.8
14	吉原第一	吉原小学校 伝法小学校 吉原第一中学校	1,717	1,731	1,740	1,749	1,700	△ 17	△ 1.0
15	吉原第二	今泉小学校 青葉台小学校 吉原第二中学校	1,640	1,621	1,616	1,640	1,637	△ 3	△ 0.2
16	岩松	岩松小学校 岩松北小学校 岩松中学校	1,754	1,748	1,764	1,783	1,781	27	1.5

※中学校区毎の特性を明らかにするため、中学校区単位の推計を表記

※令和元年の数値は令和元年5月1日現在の各中学校区の児童生徒在籍数の合計

※令和2年から令和5年までの数値は出生数に基づく推計

※比較(R5-R1)の数値は、5年後の児童生徒数の増加・減少の推計

3 国が考える望ましい学校規模と配置

(1) 学校規模について

国が定める学校の適正規模^{*1}については、「小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」と規定され、この規定は中学校にも準用するとされています。

また、国の法令^{*2}では「学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。」と規定され、5 学級以下の学級数の学校と 12 学級から 18 学級までの学級数の学校とを統合する場合においては 24 学級までを適正な学校規模としています。

なお、学校の小規模化・大規模化に伴うメリットやデメリットについては次のようなものが挙げられます。

※1 学校教育法施行規則第 41 条、同規則第 79 条

※2 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第 4 条

【小規模校（学級数が少ないこと）によるメリットとデメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・意見感想を發表できる機会が多い ・一人一人がリーダーを務める機会が多い ・運動場や体育館、特別教室、タブレット等の教育機器など余裕をもって使える ・一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、きめ細かな指導を行いやすい ・教材・教具など、比較的少ない支出で全員の整備が可能になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の人間関係が固定化しやすい ・単学級であることが多いため、クラス替えが全部又は一部の学年でできない ・クラス同士が切磋琢磨し、高め合うような教育活動ができない ・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい ・社会性を涵養する機会が乏しい ・クラブ活動や部活動の種類が限定される

【大規模校（学級数が多いこと）によるメリットとデメリット】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・クラス替えを多様に行うことができ、児童生徒の人間関係が広がる ・児童生徒がお互いに切磋琢磨し合う機会が増える ・多様なものの見方や考え方、表現の仕方に触れる機会が増える ・クラブ活動や部活動の選択の幅が広がる ・運動会やクラス対抗競技などに大人数で臨むことで教育活動に活気が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人一人が活躍する場や機会が減る ・特別教室や体育館、プール等の利用に当たって制約が出てくる ・一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難になる ・緊急時の一斉行動に時間がかかったり安全面で課題が出たりする

出典：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（文部科学省 平成 27 年）

以上のように、小規模校と大規模校を比較すると、それぞれにメリット・デメリットが存在します。

また、中学校の小規模校においては、免許外指導の発生や、教員一人当たりの担当校務や出張の増加、それに伴う時間割の変更や自習時間の増加等、学校運営においてもデメリットが生じています。

(2) 学校配置について

国庫負担金等に関する法律^{※3}では、公立の小学校及び中学校を適正な規模にするために統合するときの条件として「通学距離が小学校にあってはおおむね4 km 以内、中学校にあってはおおむね6 km 以内であること。」と規定されています。

また、文部科学省が作成した手引き^{※4}では、通学時間について、「おおむね1時間以内を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当である。」とされています。

※3 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する法律施行令第4条

※4 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

国の示す小・中学校の適正規模・適正配置

(1) 小学校の適正規模

12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 2 ～ 3 学級)

(2) 中学校の適正規模

12 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 4 ～ 6 学級)

(3) 小・中学校の適正配置

通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内

通学時間…小・中学校ともに、おおむね 1 時間以内

4 本市における望ましい学校規模と配置条件について

近年、子ども達を取り巻く環境は、急速な情報化やA I 技術の飛躍的な発展、グローバル化の進展等により大きく変化しており、解決すべき社会的課題も複雑化してきています。

そのため、このような時代を生きる児童生徒には、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働し、新たな価値や技術を創造する力を育むことが大切になってきます。

また国は、少子化、都市化、情報化等の社会の変化により、自然体験、社会体験、生活体験等、子どもたちの学びを支える様々な体験活動が不足しているため、人やものに関わる力が低下し、社会性や協調性が身に付いていないという課題等を指摘しています。

このような中、学校教育に対しては、児童生徒が単に教科等の知識や技能を習得するだけでなく、同年代の集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力、判断力、表現力や問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが期待されています。

また、本市においては、教育振興基本計画に謳っている学校縁の考えを生かし、多様な年代との交流や地域社会との関わりを通して、人間関係の広がりを重視した教育活動を実践することも大切だと考えます。

そのような教育を推進するため、一定規模の児童生徒の集団が確保され、同世代の他者から学び合う機会が提供されていることや、経験年数や専門性等についてのバランスがとれた教職員集団を配置した適切な学校規模を維持すること等、児童生徒にとってのより良い教育環境を整備することが重要であり、教育の質の更なる充実につながると考えます。

(1) 方針

多様なものの見方や考え方に触れる機会や、人間関係の広がり等を重視した教育を推進するため、適正な学校規模を確保し、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが、豊かな学びを継続・維持することにつながると考えます。

そのため、小学校では、まず複式学級を解消するため、少なくとも1学年1学級以上(6学級以上)であることが必要となります。また、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置したりするためには1学年2学級以上(12学級以上)あることが望ましいと考えます。

また、中学校についても、全学年でクラス替えを可能とし、学級の枠を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置したりするためには、少なくとも1学年2学級以上(6学級以上)が必要となります。また、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためには、9学級以上を確保することが望ましいと考えます。

以上のことから、適正な学校規模を確保するため、児童生徒数の著しい減少等による早急な教育環境の改善が必要な地域については、教育の質の更なる充実を図ることを目的とし、地域の実情に応じた、学校規模・学校配置の適正化に関する検討を進め、より良い教育環境の整備を段階的に図ります。

また、その際は、9年間の系統的な教育課程を編成・実施する小中一貫教育の更なる充実を図るため、施設一体型の校舎改築も視野に入れ検討を進めます。

(2) 望ましい小学校の規模

12 学級以上で 24 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 2～4 学級)

前述したとおり、全学年でのクラス替えを可能とし、学習活動の特質に応じて学級の枠を超えた集団を編成することができ、同学年に複数の教員の配置を可能にするためには1学年に2学級以上(12学級以上)あることが望ましいと考えます。

また、国は、12学級以上18学級以下(各学年2～3学級)を標準としていますが、本市においては、現在、そして将来的に19～24学級になる学校が3分の1以上存在することや、そのような学校でも一人当たりの校舎面積、運動場面積等は十分確保されており、「一人一人の活躍の場や機会の減少」等の大規模校のデメリットについても、現状の教育活動を見直す中で、改善が可能であるため、12学級以上で24学級を超えない範囲が望ましい学校規模であると考えます。

(3) 望ましい中学校の規模

9 学級以上で 18 学級を超えない範囲(特別支援学級を除き各学年 3～6 学級)

国は、12学級以上18学級以下(各学年4～6学級)を標準としています。しかし、本市においては、現在、9～12学級になる学校が一定数存在し、そのような学校でも全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員の配置がされており、望ましい教育環境が維持されていると言えます。

以上のことから、各教科の教員をバランスよく配置し、学習指導の充実を図るためにも、9学級以上で18学級を超えない範囲が望ましい学校規模であると考えます。

(4) 小・中学校の配置条件

通学距離…小学校はおおむね 4 km 以内、中学校はおおむね 6 km 以内
又は
通学時間…小中学校ともに（徒歩、自転車、交通機関等を利用した場合を含めて）
おおむね 1 時間以内

「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担金等に関する施行令第 4 条」及び、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に定められている通学距離と通学時間については、本市においても適正であると考えます。ただし、通学時間については、おおむね 1 時間以内とするものの、学校毎に通学環境が異なるため、児童生徒の年齢差や通学路の状況、通学方法等、多角的に検証し、各学校における安全・安心な通学時間について検討します。

(5) 適正化の対象

全市立小・中学校において小中一貫教育を推進しながら、学校規模や学校配置の適正化を図る中で、今後 10 年間程度の短中期間において、以下のいずれかに当てはまる学校を対象に検討します。なお、対象となる学校であっても、児童生徒の教育環境、学校や地域の実情等を十分に踏まえた上で適正化を検討します。

- ・ 現在、適正規模を下回る小・中学校
- ・ 今後 10 年間程度の短中期間において、適正規模を下回る可能性が高い小・中学校
または、適正規模を上回り続ける可能性が高い小・中学校

5 具体的な方向性

児童生徒の減少に伴い、子ども同士の学び合いや、切磋琢磨し合う場を適切に提供することが難しく、児童生徒の豊かな学びの継続・維持が困難であると考えられる学校については、学校の実情や近隣の学校との相互関係を考慮し、適切な教育環境の整備を目指した再編計画の検討を進めます。

なお、その際は、学校が地域社会と深い関わりを持った地域コミュニティの拠点として、防災、保育、地域交流の場等、様々な役割も担っていることを考慮し、単に児童生徒数や学級数のみに着目した学校規模や学校配置の適正化を図るのではなく、多角的な見方による検討が必要となります。

したがって、児童生徒にとってより良い教育環境を整備すること、教育の質の更なる充実を図ることを一番の目的としながらも、同時に、「地域とともにある学校づくり」の視点を踏まえ、保護者や地域住民との十分な協議を重ね、理解と協力を得ながら進めます。

(1) 学校規模の適正化の検討が必要な学校について

- 現在、複式学級の対象となっている学校、及び、単学級が存在する中学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、早急に話し合いの場を設定し、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら、適正化の検討を進めます。
- 数年後、複式学級の対象となる可能性の高い小学校、及び、単学級が存在する可能性の高い中学校、または、現時点で単学級が存在する小学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、できるだけ早い時期に話し合いの場を設定し、学校や保護者、地域住民との協議を十分に図りながら、適正化の検討を進めます。

(2) 適正化の検討の余地がある学校について

- 児童生徒数が減少し、数年後に単学級の発生が予想される小学校については、保護者や地域住民の意見を聞く機会を設けるとともに、順次、適正化の検討を進めます。
- 現時点で適正規模の上限を超えている小・中学校、及び、児童生徒数の急激な増加により、既存の学校施設が不足することが見込まれる小・中学校においては、今後の児童生徒数の推移を注視しつつ、学校施設の増改築をはじめ、学区の再編等、様々な角度から検証・検討し、教育環境の充実に努めます。
- 小規模な学校が複数近接する地域や学校の一体化により、これまで以上に教育効果が高まると考えられる地域については、順次、適正化の検討を進めます。

6 適正化の推進に当たって配慮すべき点等

適正化を推進するに当たっては、児童生徒の最善の利益と地域コミュニティの拠点としての役割を最大限に考慮した上で、以下の点について配慮します。

- 学校配置の適正化に当たっては、今後の教育環境の変化を見極めつつ、「第六次富士市総合計画」「富士市教育振興基本計画」等、本市の各種政策を推進するための方針や計画との整合や連携を図り、その理念に沿った学校配置の適正化を進めます。
- 適正化後の児童生徒の通学に関しては、通学路の変更に伴い、道路事情等の通学路の安全性に十分配慮するとともに、安全性を高めるための必要な対策について、学校をはじめ保護者や地域住民、関係機関との調整を図ります。また、安全な通学方法の確保についての検討も進めます。
- 適正化により児童生徒の通学距離や通学時間が一定条件を超えた場合は、「富士市遠距離通学児童生徒通学費補助事業」に基づき、通学費の援助を検討します。
- 適正化後、活用する施設については、効率的な施設運営等の様々な観点から検討し、施設の長寿命化や施設一体型の校舎改築等、教育環境の充実に努めます。
また、未活用施設については、教育施設以外の活用も視野に入れ、様々な角度から再利用の可能性について検討します。
- 学校配置の適正化に伴い、地域によっては避難所等の一部または全部に変更が生じる可能性があることから、その代替機能も含め、地域防災力の維持に配慮し、地域住民と十分な協議をしながら検討します。

7 基本方針策定後のスケジュール

○「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」の策定

※富士市の実情を踏まえた望ましい学校規模についての基本方針の策定



○「富士市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」説明会の実施

※学校区ごとに基本方針に関する説明会を実施



○「(仮称)〇〇学校区の教育を考える会」の設置

※早急に検討が必要な学校区に、学校・保護者・地域から成る組織を設置し、本市の現状についての説明、及び今後の具体策について検討